

令和7年度 随意契約一覧

都市創造部 下水河川企画課

No.	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(税込み)	根拠法令	随意契約理由	備考
1	前島排水機場冷却水電磁弁ほか修繕	令和7年5月9日	クボタ環境エンジニアリング 株式会社大阪支社	5,192,000円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	(1)	
2	小寺池親水施設循環ユニットほか修繕	令和7年5月16日	新明和アクアテクサービス 株式会社 関西センター	3,300,000円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	(1)	
3	玉子排水機場減速機修繕	令和7年5月16日	株式会社西島製作所 大阪支店	3,740,000円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	(1)	
4	番田熱利用センター機械室ろ過設備修繕	令和7年9月19日	株式会社入谷商会	3,013,340円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	(5)	
5							
6							

「随意契約理由」は、次のとおりです。

- (1)・・・性質または目的が競争入札に適しないものをするとき
- (2)・・・緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3)・・・競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4)・・・時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- (5)・・・その他の理由